

## 山形県における特別支援学校の現状と課題

三浦光哉 ・ 高橋幹則  
(山形大学大学院教育実践研究科) (山形大学附属特別支援学校)

Research on the Present Situation and Subjects of Special Needs Education Schools in Yamagata Prefecture.

Kouya MIURA Mikinori TAKAHASHI

This study explores the present situation and problems of special needs education schools in Yamagata prefecture. A Promotional Plan of Special Needs Education has reported every 5 years since 2008. And special needs education systems in preparation for special needs education schools. Some special needs education schools built an addition to existing buildings because mentally disabled children are increasing at special needs education schools. And there is need for guidance counseling or vocational education for them to become a working member of society and to improve the employment rate. In addition, the children that need medical care are increasing. So more nurses have been hired. Now we have some new problems such as counseling for the choice of a school and interaction between children in special needs classes and children in normal classes.

[キーワード] 特別支援学校, 特別支援教育, 山形県特別支援教育推進プラン

### 1 はじめに

21 世紀に入り, 障害の程度が比較的重い児童生徒を対象とする盲・聾・養護学校は、『21 世紀の特殊教育の在り方について (最終報告)』(文部科学省, 2001) や『今後の特別支援教育の在り方について (最終報告)』(文部科学省, 2003) などの指針により, 名称が“特別支援学校”に一本化されたことで障害の多様化に対応可能となるとともに, 地域のセンター的機能として小・中学校等への助言援助など, 役割の変革を求められた。また, 2007 (平成 19) 年 4 月から学校教育法等の一部改正により特別支援教育が法的にスタートし, 我が国では, 「障害のある児童生徒に対してその一人一人の教育的ニーズを把握して適切な教育や指導を行う」考えの下に, 障害者の人権の尊重, 障害者の見方・考え方, 生涯教育の推進, 就学決定の見直しなど, 教育環境が大きく変化してきた。

以上のことを受けて山形県の特別支援学校では, 山形県教育委員会が策定した『山形県特別支援教育推進プラン (平成 20~24 年度)』, 『山形県特別支援学校再編・整備計画』, 『第 2 次山形県特別支援教育推進プラン (平成 25~30 年度)』, 『第

3 次山形県特別支援教育推進プラン (平成 30~34 年度)』を基に, 特別支援教育体制を整備してきた。

以下では, 山形県の特別支援学校における教育体制の現状を把握するとともに, 今後の課題を明らかにする。

### 2 山形県の特別支援学校における特別支援教育推進体制

表 1 には, 障害児教育界が「特殊教育」から「特別支援教育」へとパラダイム転換した 1989 (平成元) 年度以降について, 山形県の特別支援学校における特別支援教育推進体制の変遷を示した。また, 併せて図 1 には, 山形県の特別支援学校の概要図を示した。

1993 (平成 5) 年に「障害者基本法」が公布され, 我が国では, 障害のある児童生徒の義務教育だけでなく, 後期中等教育の進展について大きな課題としてあげられた。山形県でも高等部のない盲・聾・養護学校 (のちに特別支援学校と改称) に高等部設置のニーズが高まり, 山形県教育委員会では, 順次, 高等部普通科等を設置して対応してきた。

表1 山形県における特別支援学校の特別支援教育年表

年 度	特別支援学校の体制整備
1991 (平成 3) 年度	(山形盲) 高等部理療科の別科廃止
1992 (平成 4) 年度	(山形盲) あはき師国家試験開始, 全国身体障害者スポーツ大会山形大会開催
1994 (平成 6) 年度	(山形聾) 高等部普通科設置, (ゆき養) 高等部重複学級設置
1995 (平成 7) 年度	(山形盲) 高等部重複学級設置, (山形聾) 赤外線集団補聴器, LL教室設置, (米沢養) 高等部普通科設置, (鶴岡養) 高等部普通科設置, (新庄養) 高等部普通科設置
1996 (平成 8) 年度	(山形養) 交流教育地域推進事業
1997 (平成 9) 年度	(山形聾) 高等部専攻科商業技術科, 生産技術科設置
1998 (平成 10) 年度	(米沢養) 高等部普通科重複学級設置, (山形養) 高等部普通科設置
1999 (平成 11) 年度	(酒田聾) 学校図書館ボランティア活用実践研究推進事業, 交流活動地域推進事業, 校舎改修完了, (新庄養) 最上学園分教室閉級, (ゆき養) 新校舎等完了
2000 (平成 12) 年度	(酒田聾) 地域の学校づくり推進事業, (米沢養) 高等部訪問教育開始, 教育課程推進実践研究指定校, (新庄養) 最上学園高等部訪問教育開始
2001 (平成 13) 年度	(鶴岡養) 高等部訪問教育開始
2002 (平成 14) 年度	(米沢養) やまなみ学園高等部訪問教育開始, (鶴岡養) 鳥海学園分教室高等部訪問教育開始, (山形養) 高等部重複学級設
2003 (平成 15) 年度	(ゆき養) 看護師による医療的ケアの実施
2004 (平成 16) 年度	(山形聾) 高等部重複学級設置
2008 (平成 20) 年度	(村山特) 開校, 分校楯岡校開校
2011 (平成 23) 年度	(酒田特) 校名変更, 知的教育部門併設
2013 (平成 25) 年度	(山形聾) FM集団補聴システム設置, (楯岡特) 楯岡校本校化
2014 (平成 26) 年度	(米沢養) 長井校開校, (村山特) 山形校, 天童校開校, (楯岡特) 寒河江校開校, (鶴岡高養) キャリア教育・就労支援等の充実事業
2015 (平成 27) 年度	(鶴岡養) おひさま分教室開設, (楯岡特) 大江校開校
2016 (平成 28) 年度	(酒田特) 寄宿舎閉舎, (楯岡特) キャリア教育・就労支援等の充実事業
2017 (平成 29) 年度	(山形盲) 寄宿舎機能移転, (米沢養) 西置賜校開校, (新庄養) 高等部就労コース開設
2018 (平成 30) 年度	(米沢養) やまなみ学園高等部, 西置賜校に通学開始, (上山高養) キャリア教育・就労支援等の充実事業

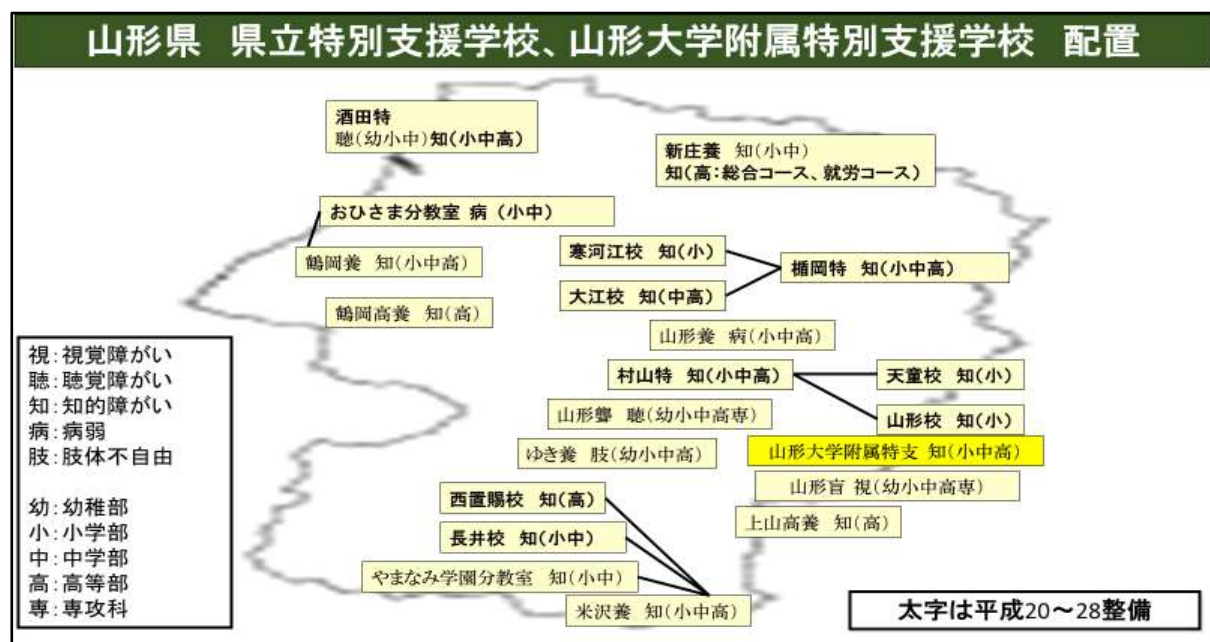


図1 山形県の特別支援学校の配置

2007(平成19)年度までは、人口が最も多い村山地区に山形大学附属特別支援学校しかなく、村山地区に居住する児童生徒が遠く離れた米沢市や新庄市まで通学(寄宿舎生活)しなければならないという課題があった。そこで、村山地区に特別支援学校を設置するという方針の下、ようやく、2008(平成20)年4月に、村山地区の東南村山地域の山形市に「村山特別支援学校」、続いて北村山地域の村山市に「村山特別支援学校楯岡校」が開校した(楯岡校はのちに本校化により楯岡特別支援学校として開校)。そして、2011(平成23)年4月には、庄内地区の飽海地域に酒田聾学校を改編・整備した聴覚障害と知的障害の複数の障害教育を担当する「酒田特別支援学校」が開校した。

しかし、県内全域を概観すると、特別支援学校の未設置地域があり遠距離通学を余儀なくされている児童生徒がいること、特別支援学校在籍する知的障害児童生徒数が増加傾向にあり教室不足と施設設備の狭隘化となっていることなど、緊急的な課題に対処する必要性から、山形県教育委員会では、2013(平成25)年4月に『山形県特別支援学校再編・整備計画』を策定して対応することにした。

この計画を受けて山形県教育委員会では、村山特別支援学校と楯岡特別支援学校の校舎等の増築を行うとともに、地域の小・中・高等学校内に分校の開校を進めていった。そして、2014(平成26)年度には、村山特別支援学校山形校(山形市立第五小学校内)、村山特別支援学校天童校(天童市立津山小学校内)、楯岡特別支援学校寒河江校(寒河江市立高松小学校内)、米沢養護学校長井校(長井市立豊田小学校内)を開校し、翌年の2015(平成27)年度には、楯岡特別支援学校大江校(旧大江町立三郷小学校)が相次いで開校した。

さらに、2017(平成29)年度には、『山形県特別支援学校再編・整備計画』の策定時に開校や設置が未定だった置賜地区の西置賜地域に、中学部を米沢養護学校長井校(長井市立豊田小学校内)に設置し、新たに高等部を長井工業高等学校内に「西置賜校」として開校した。

課題としては、まだ分校の一部で生じている教室不足と施設の狭隘化が生じていることである。そこで、『第3次山形県特別支援教育推進プラン』の期間を2年間延長して、児童生徒の適切な教育環境の確保に向けて検討していくこととなる。

その一方で、障害の重度・重複化、多様化への適切な対応が迫られた。そこで、山形県教育委員会では、1994(平成6)年度のゆきわり養護学校を皮切りに、重複学級の設置や児童施設への訪問教育の開始などを拡充してきた。

また、医療的ケアの必要な児童生徒が増加し、2003(平成15)年度には、学校に看護師を派遣した医療的ケアがゆきわり養護学校で始まり順次拡充してきた。

さらに、山形県が精神疾患や心因性等のある児童生徒に対応するため、2015(平成27)年3月に山形県立こころの医療センター(鶴岡市)を開院し、その中に15歳以下を対象とする「子ども・ストレス病棟」を設置したことに伴って、山形県教育委員会では、鶴岡養護学校の分教室「おひさま分教室」を整備した。

他方、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を積極的に進める活動が推進されるようになった。そのため、特別支援学校(盲・聾・養護学校)では、小・中学校との交流を幅広く実施するようになった。

その他、2017(平成29)年度には、新庄養護学校の高等部に就労コースを開設し、また同年、活断層付近にある県有施設への緊急的対応として山形盲学校寄宿舎の機能を山形聾学校寄宿舎へ移転した。

このように山形県教育委員会では、医療的ケアの必要な児童生徒への対応、交流及び共同学習への対応も進めてきた。このことについては、後頁で詳しく述べることにする。

なお、山形県では、学校の名称について、学校教育法の一部改正により特別支援教育がスタートした2007(平成19)年度以降に開校した場合に“特別支援学校”の名称を使用し、それ以前に開校している場合に“盲・聾・養護学校”の名称を使用している。しかし、本人・保護者や県民から見て学校名が異なるということで「分かりにくい」といった指摘もある。全国では“特別支援学校”に統一していることが多いので、山形県でも早急に変更を期待したい。

### 3 山形県特別支援教育推進プラン

山形県教育委員会では、2017(平成19)年4月の特別支援教育のスタートとともに、山形県特別支援教育推進プランを策定して特別支援教育を推

進してきた。これまで、『山形県特別支援教育推進プラン（平成20年度～平成24年度）』、『第2次山形県特別支援教育推進プラン（平成25年度～平成29年度）』、『第3次山形県特別支援教育推進プラン（平成30年度～平成34年度）』と3回のプランを策定している。以下には、その概要を述べる。

#### (1) 『山形県特別支援教育推進プラン』（平成20～24年度）

『山形県特別支援教育推進プラン（以下、第1次プランと称す）』は、『やまがた総合発展計画』及び『第5次山形県教育振興計画』を上位の計画として、特別支援教育分野にかかる具体的な施策の展開方法を示すものである。今後の特別支援教育の基本的な考え方、施策の基本方向、特別支援学校の整備などとともに、今後の特別支援教育の推進計画を示すものである。期間は、2008（平成20）年度から2012（平成24）年度までの5年間とした。

基本目標は、「障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的取組みへの支援」、「全ての学校での特別支援教育の実施」、「障がいの有無やその他個々の違いを認識し、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成」の3つを設定した。

そして、この基本目標を具現化するために、次の6つの施策を掲げた。

- “施策1” 「周知・啓発」
- “施策2” 「医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援の充実」
- “施策3” 「幼・小・中・高一貫した指導体制の充実」
- “施策4” 「障がいのある子どもの社会参加支援」
- “施策5” 「教員の専門性の向上」
- “施策6” 「子どもや地域の実態に応じた特別支援学校づくりの推進」

#### (2) 『第2次山形県特別支援教育推進プラン』（平成25～29年度）

『第2次山形県特別支援教育推進プラン（以下、第2次プランと称す）』は、『やまがた総合発展計画』及び『第5次山形県教育振興計画』及び『第6次山形県教育振興計画（平成27年度～）』を上位計画とし、それらを実現するための特別支援教育の施策の展開方向を示すものである。また、『山形県特別支援学校再編・整備計画』の上位計画で

あり、特別支援学校の再編・整備に関わり、今後継続して検討するとしていた課題について、対応の方向性を示すものである。期間は、2013（平成25）年度から2017（平成29）年度までの5年間とした。

基本目標は、「障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組みを支援する」、「インクルーシブ教育システムの考え方を踏まえて特別支援教育を推進する」、「障がいの有無やその他個々の違いを認識し、様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成をめざす」の3つを設定した。

そして、この基本目標を具現化するために、次の6つの施策を掲げた。

- “施策1” 「周知・啓発の推進」
- “施策2” 「医療・保健・福祉等と連携した就学前からの支援」
- “施策3” 「小・中学校、高等学校における特別支援学校の充実」
- “施策4” 「特別支援学校における教育の充実」
- “施策5” 「社会参加に向けた支援」
- “施策6” 「教員の専門性の向上」

#### (3) 『第3次山形県特別支援教育推進プラン』（平成30～34年度）

『第3次山形県特別支援教育推進プラン（以下、第3次プランと称す）』は、『第3次山形県総合発展計画』及び『第6次山形県教育振興計画』を上位計画とし、それらを実現するための特別支援教育の施策の展開方向を示すものである。期間は、2018（平成30）年度から2022（平成34）年度までの5年間とした。

基本目標は、第2次プランの成果と課題を踏まえ、より一層共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育を推進していくとともに、第2次プランから引き継ぐ課題や社会状況の変化等を受けた新たな課題にも対応していく必要があることから、「インクルーシブ教育システム構築の考え方を踏まえて特別支援教育を充実させる」、「障がいの有無や個々の違いを認め、障がいのある人もない人も共に学び共に活躍する社会づくりを目指す」、「関係機関と連携し、障がいのある子どもを就学前から社会参加まで切れ目なく支援し、学習や生活を充実させる」の3つを設定した。

そして、この基本目標を具現化するために、次

の6つの施策を掲げた。

- “施策1”「共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進」
- “施策2”「関係機関と連携した就学前から切れ目なく続く支援体制の構築」
- “施策3”「小中学校等、高等学校における特別支援教育の充実」
- “施策4”「特別支援学校における教育の充実」
- “施策5”「社会参加に向けた支援の充実」
- “施策6”「教員の専門性の向上」

#### 4 特別支援学校の学校数及び児童生徒数

表2には、山形県における特別支援学校の学校数及び児童生徒数の推移を示した。2018(平成30)年5月1日現在、山形県の特別支援学校は13校6分校2分教室、合計1,158人(幼稚部13人、小学部345人、中学部249人、高等部547人、高等部専攻科4人)である。

特別支援教育がスタートした2007(平成19)年度からの推移をみると、特別支援学校の学校数、幼児児童生徒数の合計数は増加しているが、これは知的障害と病弱の在籍数の増加のためである。

障害別にみると、その障害によって増減等の傾向が見られる。

具体的には、視覚障害(山形盲学校)の在籍数が大幅に減少、聴覚障害(山形聾学校、酒田特別支援学校聴覚障がい教育部門)が減少傾向、知的障害が大幅増加、肢体不自由(ゆきわり養護学校)がやや減少、病弱(山形養護学校、鶴岡養護学校おひさま分教室)が減少から増加し横ばいの状況など、障害により在籍数の推移に特徴が見られる。

知的障害の在籍数の増加は、全国的な傾向と同様である。この要因は、幼児期からの教育相談体制が整ってきたこと、特別支援学級での指導の限界や不適応状況から個別指導の必要性や重要性が理解されてきたこと、特別支援学校の指導内容・方法について保護者や関係者から評価されてきたこと、などによるものと考えられる。

一方、知的障害の在籍数の増加に伴って課題となったのが、教室の狭隘化である。山形県教育委員会では、平成20年度から特別支援学校(知的障害)を新設したり、小・中・高等学校に分校を開校してその対策を講じてきた。

表2 山形県における特別支援学校の学校数及び児童生徒数の推移

種別		2007 H19	2008 H20	2009 H21	2010 H22	2011 H23	2012 H24	2013 H25	2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30
視覚	学校数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	児生数	33	31	28	29	32	25	27	24	20	19	15	15
聴覚	学校数	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	児生数	63	66	61	62	62	56	57	48	51	50	50	46
知的	学校数	6	8	8	8	8	8	8	12	13	13	14	14
	児生数	561	619	696	739	795	827	878	899	919	902	926	945
肢体	学校数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	児生数	116	110	113	117	119	118	107	99	96	93	96	94
病弱	学校数	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	児生数	50	47	41	43	48	47	54	61	65	63	65	58
合計	学校数	11	13	13	13	13	13	13	17	18	18	19	19
	児生数	823	873	939	990	1,056	1,073	1,123	1,131	1,151	1,127	1,152	1,158

\* 学校数は本校及び分校も学校数と数え、分教室は本校に含まれる。酒田特別支援学校は、学校数は聴覚でカウントするが、児童生徒数は聴覚と知的に分けて算出した。

\* 児童生徒数の数値は、幼稚部・小学部・中学部・高等部(専攻科を含む)の合計数である。

\* 知的の部分には国立大学法人の山形大学附属特別支援学校も含む。

\* 表2の出典：平成30年3月策定の第3次山形県特別支援教育推進プラン、「資料3」の在籍数の推移データに筆者が加筆、編集した。

## 5 特別支援学校の進路と就労支援

進路、就労支援については、第1次プランで、労働・福祉等と連携し、現場実習や進路指導の積極的な展開による、職場開拓、職場定着等、社会参加に向けた支援の充実という推進の方向性を定めた。そして、“施策4”として「障がいのある子どもの社会参加支援」を掲げた。具体的には、個別の移行支援計画の作成し進路指導での活用すること、知的障がい教育における<職業>や<作業学習>を充実すること、現場実習先や就労先の開拓と職場定着を図り学校とハローワーク及び各企業とのネットワークを活用すること、教育委員会で現場実習を受け入れること、障害者雇用率の向上に努めること、小学部段階から学年の進級に合わせて保護者と共に進路を考えること、などを提示した。

成果としては、<職業>や<作業学習>等を中核とした職業教育が充実したこと、各関係機関との連携の強化が見られたこと、である。

課題としては、キャリア教育を充実させること、職業教育設備を充実させること、現場実習先・進路先を確保すること、個別の教育（移行）支援計画を有効活用すること、障がい者雇用について周知・啓発して進路先の確保のために連携強化すること、などがあげられた。

第2次プランでは、“施策5”として「社会参加に向けた支援」を掲げた。具体的には、キャリア教育を充実させること、<職業>や<作業学習>を通した職業教育の充実をさせること、就労コースを設置すること、福祉サービス事業所等への移行にかかわって進路指導を充実させること、などを提示した。そこで、一般就労の拡大強化や福祉的就労についての「地域別戦略会議」の継続、進路先との連携のための個別の教育（移行）支援計画作成と引継ぎ、進路先へのスムーズな移行・定着の支援、在校生の実習指導中における進路先訪問等に取り組むことにした。また、職場定着に向けて労働・福祉関係の制度の活用を進めた。

成果としては、キャリア教育が充実したこと、<職業>や<作業学習>を通した職業教育が充実したこと、モデル校に就職支援コーディネーターを配置して積極的に地域の企業や事業所を訪問して実習先及び就労先を開拓したこと、就労コースを新庄養護学校の高等部に開設したこと、一般就労等雇用契約に基づく就労をする生徒の増加に対

応したこと、ニーズに応じた福祉サービスの利用が見られたこと、である。

課題としては、キャリア教育の更なる充実、②<職業>や<作業学習>を通した職業教育の充実、③関係機関と連携した就労支援の充実、④個別の教育（移行）支援計画の有効活用があげられた。

第3次プランでは、“施策5”として「社会参加に向けた支援の充実」を掲げた。具体的には、職業教育を充実させること、進学や資格取得に向けて学力を充実させること、自立と社会参加を目指したキャリア教育と進路指導等を充実させること、労働・福祉等の関係機関と連携して実習先・進路先の拡大と個々の適性やニーズに応じた就労支援を充実させること、一般就労を移行促進させること、生涯学習を推進するためのスポーツ・芸術・文化に取り組む機会を充実させること、などを提示した。

これらの取組みは始まったばかりであるが、今後は、教員ではない就職支援コーディネーター（のちに就労支援コーディネーターと改称）の活用や置賜地区の就労コースの設置などの動向が鍵を握るであろう。

## 6 医療的ケアが必要な児童生徒（重複障害児）への教育

山形県の特別支援学校では、2003（平成15）年に初めて医療的ケアをゆきわり養護学校でスタートした。これに伴って、第1次プランでは、特別支援学校における医療的ケア支援事業を行うことを明記した。内容は、日常的に医療的ケアの必要な子供の学校生活を保障し、保護者の負担を軽減するために、学校に看護師を配置するとともに、安全で適切な実施を行うための研修会、関係機関連携体制の整備を行うことである。

表3には、2012（平成24）年度以降の医療的ケアの配置校数、対象児童生徒数、及び看護師配置数を示した。各学校で医療的ケアの対象児童生徒が増加したため、それに対応する看護師も増加している。

成果としては、各学校に看護師を配置して吸引や注入等の医療的ケアを受けることにより登校日数が増え授業への継続的な参加が可能になったこと、看護師の配置により保護者の付添いが不要になり保護者の負担が軽減したこと、である。

課題としては、医療的ケアの実施体制を充実させること、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の学習を今後も保障するため看護師配置を継続していくこと、があげられた。

第2次プランでは、“施策4”として医療的ケアの充実を掲げた。具体的には、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置して児童生徒の学習を保障し、円滑かつ充実した学校生活を保障していくことを提示した。

成果としては、対象児童生徒が在籍する特別支援学校に看護師を配置して吸引や注入等の医療的ケアを実施したこと、「医療的ケア実施校運営会議」を開催して学校医など関係者間で課題を共有しながら解決に向けた協議を行ってきたこと、「医療的ケア安全委員会」を開催して具体的なケアの内容や個別のマニュアル等を検討しながらヒヤリ

ハット事例を関係者で共有しミスや事故のない安全な実施に努めてきたこと、である。

課題としては、複数の医療行為を必要とする児童生徒が多くなり医療的ケアを更に充実させること、人工呼吸器への対応など医療的ケアが複雑化している状況に対して専門性を身に付けた看護師を確実に配置すること、があげられた。

第3次プランでは、具体的な施策として、安全な実施のために必要な看護師を配置すること、医療機関等の協力を得て関係者を対象とした研修や情報交換の機会を設け複雑なケア内容にも事故なく安全に対応できるようにすること、小・中学校等で医療的ケアが実施される際に特別支援学校の実践を基に情報提供し安全な実施に向けて助言すること、を提示した。

第3次プランは始まったばかりである。今後の成果を期待したい。

表3 山形県における特別支援学校の医療的ケアの配置校数、対象児童生徒数、看護師配置数

年度	2012 (平24)	2013 (平25)	2014 (平26)	2015 (平27)	2016 (平28)	2017 (平29)
配置校数 (校)	5	7	7	7	7	8
対象児童生徒数 (人)	23	29	31	31	35	42
看護師配置数 (人)	9	12	13	13	14	18

\*平成30年3月策定の第3次山形県特別支援教育推進プランP13の「医療的ケアに係る看護師の配置数」のデータを基に、筆者が加筆、編集した。

## 7 地域の小・中学校等との交流及び共同学習

第1次プランでは、2004(平成16)年に障害者基本法の改正が行われたことを受け、障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習を積極的に進めることによって相互理解を促進するという、自立及び社会参加に向けた具体的な取組みが示された。

成果としては、各学校において交流及び共同学習を通じた周知・啓発の活動が進み、地域の小・中学校との学校間交流や居住地の学校との交流を通して、共に学び共に活動する機会が拡充され障害のある児童生徒についての理解が進んだことである。

課題としては、障害のある児童生徒についての理解が十分ではなく、特別支援学級と通常の学級、特別支援学校と小・中学校、高等学校との間での交流及び共同学習の拡充が必要であることがあげられた。

第2次プランでは、“施策1”として、交流及び共同学習の推進を掲げた。具体的には、特別支援学級と通常の学級との交流、特別支援学校と地域の小・中学校等との学校間交流、特別支援学校に通う子供たちの居住地校交流を進めることを提示した。また、“施策4”として、共生社会の実現を掲げた。具体的には、地域に根ざした特別支援学校として地域との交流をこれまでの実践を踏まえて推進していくこと、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地校との交流及び共同学習について一人一人の教育的ニーズを踏まえて互いのねらいを確認しながら取り組んでいくことを提示した。

成果としては、活力あふれる特別支援学校づくり推進事業を活用して地域との絆を深める取組みとして地域の特性を活かした多様な交流が行われたこと、特別支援学校の児童生徒が居住地にある小・中学校で行う交流にも取り組む学校が増えて

きたこと、である。

課題としては、居住地校交流ではなかなか実施に至らないケースもあり意義や目的を含めて交流及び共同学習についてより一層理解啓発を図っていく必要があること、特別支援学級と通常の学級や特別支援学校と小・中・高等学校等との間で交流及び共同学習を更に広げていくことが必要であること、があげられた。

第3次プランでは、“施策1”として「共生社会の形成を目指した理解・啓発の推進」を掲げ、交流及び共同学習の充実・拡大を目指している。具体的には、交流及び共同学習の意義や効果、進め方等について広く周知するとともに、交流及び共同学習をテーマとしたフォーラムを開催し、その成果と課題、効果的な取り組み等について紹介し、さらなる交流及び共同学習の充実・拡大を図っていくことを提示した。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を絶好の機会と捉えて、障害のある人への理解を推進するとともに、交流及び共同学習の充実・拡大に向けて、障害者スポーツの体験を通じた交流の機会や障がい者アスリートの講演を障害のある人もない人も共に聞く機会などを積極的に設けていくことなどをも提示した。

一方、山形県教育委員会では、交流及び共同学習をより一層推進していくため、2017（平成29）年4月に2種類のリーフレットを作成した。

最初に作成した『共生社会の形成に向けた交流及び共同学習の推進』は、交流及び共同学習の概要について説明している。その概要は、障がいのある子供と障がいのない子供が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの更なる推進が求められていること、交流及び共同学習が学校を起点とする共生社会の形成に向けた取り組みとして重要性を高めていること、障がいのある子供の自立と社会参加を促進し社会を構成する様々な人々が共に支え合って生きていくことを学ぶ機会となること、などである。リーフレットの具体的な内容は、「交流及び共同学習の意義」、「交流及び共同学習の形態（学校間・学校内・居住地・地域）」、「交流及び共同学習Q&A」である。

次のリーフレットは、『管理職がリードする交流及び共同学習の推進』である。その概要は、「障がいのある人もない人も共に生きる社会づくり条例」が施行されたこと、東京オリンピック・パラ

リンピック開催を契機として共生社会の形成に向けた社会全体の機運が高まっていること、学習指導要領でも総則等において「交流及び共同学習」を計画的、組織的に行うことが示されており全ての学校における積極的な取り組みが求められていること、などである。学校のリーダーである管理職が、交流及び共同学習の推進の牽引役を果たすための手引きとして活用できる内容である。具体的な項目としては、「交流及び共同学習で学校が変わる」、「交流及び共同学習の形態」、「交流及び共同学習を進めるにあたっての管理職の役割」、「交流及び共同学習を始める手続き（例）」である。

相次いで作成された「交流及び共同学習」に関するリーフレットは、県内の各学校に配布されている。

第3次プランは現在進行中である。東京2020パラリンピック競技大会に向けて、既に取り組みが始まっている。

## 8 特別支援学校教員の研修と専門性

### (1) 免許保有率

山形県における特別支援学校教員の当該障害種の免許状を保有している教員は、2017（平成29）年度で85.0%（全国76.6%）である。障害種別では、視覚障害教育67.6%（全国38.0%）、聴覚障害教育68.6%（全国51.1%）、知的障害教育88.5%（全国80.5%）、肢体不自由教育82.5%（全国78.2%）、病弱教育88.2%（全国76.6%）である。このように山形県は、全国と比較して高い保有率となっている。これは、山形県教員採用試験において「特別支援学校」の学校種枠があり特別支援学校教諭免許状の保有を条件としていること、また、免許状を保有していない場合には山形県教育委員会や学校長が「免許法認定講習」や「通信教育」等で免許状を取得するように促していること、によるものである。

文部科学省・中央教育審議会（2015）では、『これからの学校教育を担う教員の資質向上について』の答申の中で、「教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え・・・平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指し・・・」と述べている。この答申を受けて山形県教育委員会・山形県教育庁教職員課では、今後、特別支援学校教員100%の保有率を目指し、より一層、免許状を取得するように促し



ている。このため、特別支援学校では、着実に当該障害種の特別支援学校教諭免許状の保有率が向上している。

課題としては、小・中学校等から特別支援学校へ異動する教員が当該障害種の特別支援学校教諭免許状を取得していないケースもあるので、義務付ける等の措置を講じる必要もあろう。特別支援教育の専門性向上のためにも免許状の保有は必要不可欠と考える。

## (2) 専門研修の制度と内容

特別支援学校教員に対する専門研修の制度としては、主に山形県教育センター・教育委員会・教育事務所等が主催する必修・希望研修の参加、山形大学大学院教育実践研究科（以下、教職大学院）・国立特別支援教育総合研究所・山形県教育センター・教職員支援機構等への長期・短期の派遣研修、各特別支援学校で講師等を招聘しての校内研修など多種多様である。山形県教育委員会では、2014（平成 26）年度から開設された山形大学教職大学院特別支援教育分野には、2014（平成 26）年度 1 人、2015（平成 27）年度 1 人、2016（平成 28）年度 1 人、2017（平成 29）年度 2 人、2018（平成 30）年度 2 人の計 7 人を派遣している。

このような専門研修の制度により、障害児への適切な指導・支援ができる教員、各特別支援学校において中心的役割を果たすことができる教員、センター的機能を発揮して地域支援を担う教員、さらには、山形県のリーダーとして活躍できる教員の育成を促進している。

専門研修の内容は、障がいの特性に応じた指導・支援に関する研修の充実を図るため、「手話や点字など障がいのある子どものコミュニケーションに関する研修」、「発達障がいのある子どもの実態把握や指導改善に向けたアセスメント」、「将来を見通した指導を行うための進路指導やキャリア教育に関する研修」、「合理的配慮の提供に向け、特別支援教育に係る ICT 機器の活用や視覚障がいや発達障がい等に有効とされる音声教材やデジタル教材の活用に係る研修」などである。

一方、2014（平成 26）年度と 2015（平成 27）年度）には、特別支援学校を含めて全ての学校種の管理職（校長・教頭）を対象として、発達障害に関する特別支援教育の悉皆研修を実施してきた。一般教員だけでなく、学校経営の主導者である管理職が発達障害を理解していこうとする強い願い

が伺われる。

課題としては、専門研修の制度が毎年コンスタントに大学・教育センター・研究所等に教員を派遣されているものの、その教員補充や予算的な面もあり、なかなか増員できないのが実情である。しかし、派遣された教員は、上級免許状を取得したり高度な専門教育を習得して、その後に着実に指導的な立や専門職として地域や校内のリーダーとして活躍しているので成果を果たしていると言える。

## 9 インクルーシブ教育システム構築を踏まえた就学指導

特殊教育から特別支援教育へパラダイム転換され、2011（平成 23）年の「障害者基本法」の一部改正に端を発して、『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進』の報告書刊行（文部科学省、2012）、『教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～』の報告書刊行（文部科学省、2013）、「障害者権利条約」の批准（2014）、「障害者差別解消法」の制定（文部科学省、2016）などにより、障害のある子供の就学先決定に至るプロセスについては大きく変化した。その中で、就学基準に該当する障害のある子供は、「特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕みを改めること」（教育支援資料、2013）とされた。また、保護者・本人からの意見聴取することが必要であり、「可能な限りその意向を尊重しなければならない」（障害者基本法第 16 条第 2 項）と規定された。

このため、本来、特別支援学校に就学すべき障害児（学校教育法施行令第 22 条の 3 に該当）が、小・中学校に就学しているケースもある。全国には約 18,500 人いるが、山形県にも 100 人近くいると推定される。

このように、保護者の見方・考え方は、「遠い特別支援学校よりも近くの地域の学校に通わせたい」「通常の学級の子供たちと一緒に学ばせたい」と意識が変化してきている。インクルーシブ教育システムが構築を踏まえた就学指導は少しずつ成果が見え始めている。

課題としては、このような状況が進行していくと、現在増加傾向にある知的障害の特別支援学校の児童生徒数が減少したり、特別支援学校の教育

の在り方が問われることになるであろう。その一方で、既に小・中学校における「重度の障害児」への対応の困難性が指摘されている。

## 10 おわりに

山形県の特別支援学校は、世界や我が国の“特殊教育から特別支援教育へのパラダイム転換”による教育体制の変化、障害児・者の人権尊重や生涯教育の在り方などの社会情勢の動向、そして、山形県教育委員会の『山形県特別支援教育推進プラン』の指針を基に大きく変化してきた。

本研究では、特別支援教育が制度的にスタートした2007（平成19）年度以降の10年間における特別支援学校の現状と課題が明らかとなった。課題は年々変化しているが、その都度、文部科学省の動向や山形県の地域の実情に合わせて改善に取り組んできたことが明らかとなった。

今後は、「働き方改革」や「新学習指導要領」など新たな視点を見据えながら、特別支援学校の存在意義を十分に発揮して、更なる課題に取り組んでいく必要があるだろう。

## 引用文献

- 文部科学省(2003)『21世紀の特殊教育の在り方について（最終報告）』。  
文部科学省(2003)『今後の特別支援教育の在り方について（最終報告）』。  
文部科学省(2013)『教育支援資料 ～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～』。

文部科学省(2016)『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進』。

文部科学省(2017)『平成28年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査結果の概要』。

山形県教育委員会(2008)『山形県特別支援教育推進プラン（平成20～24年度）』，山形県教育委員会。

山形県教育委員会(2013)『山形県特別支援学校再編・整備計画』，山形県教育委員会。

山形県教育委員会(2013)『第2次山形県特別支援教育推進プラン（平成25～29年度）』，山形県教育委員会。

山形県教育庁義務教育課特別支援教育室(2017)『共生社会の形成に向けた交流及び共同学習の推進』山形県教育庁義務教育課特別支援教育室。

山形県教育委員会(2017)『管理職がリードする交流及び共同学習の推進』，山形県教育委員会。

山形県教育委員会(2018)『第3次山形県特別支援教育推進プラン（平成30～34年度）』，山形県教育委員会。

## 付記

本稿では、“しょうがい”の表記を「障害」「障がい」としている。特に、山形県の条例で定められているものについては「障がい」、文部科学省からの文書や法律用語については「障害」と区別している。